

令和4年9月1日  
大阪府大阪市北区梅田2丁目5番6号  
桜橋八千代ビル9階  
コンプライアンス担当

## 行政訴訟に関するお知らせ

令和2年6月26日付「当社に対する行政処分の効力の執行停止及び業務再開のお知らせ」にて公表しました訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）につきまして、令和4年8月31日、東京地方裁判所より第一審判決の言い渡しがあり、本件訴訟において、当社の請求が認容されましたので、下記の通りお知らせ申し上げます。

下記言い渡しにより、相手方である国（農林水産大臣及び経済産業大臣）が第一審判決を不服とする申し立てを裁判所に提起する可能性があります。現時点で確認された事実はありません。

### 記

1. 判決があった裁判所および年月日
  - (1) 裁判所：東京地方裁判所
  - (2) 年月日：令和4年8月31日
2. 訴訟の内容  
商品先物取引業許可の取消処分等に対する取消請求
3. 判決の内容  
請求認容（商品先物取引業許可の取消処分等に対する取消）
4. 今後  
国から控訴されることとなりましたら、係争が継続いたしますので、速やかにお知らせいたします。

以上

本件につきまして、日頃よりご愛顧いただいておりますお客様、関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、重ねてお詫び申し上げますと共に、皆様の信頼回復に全力を注いで努め、健全かつ適切な運営を確保してまいります所存でありますので、今後とも何卒よろしくご厚意申し上げます。